

2021年2月9日

各 位

会 社 名 セツカートン株式会社
代表者名 取締役社長 丹羽 俊雄

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社は、2014年6月19日、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年8月13日に同委員会に対し審判請求を行いました。

このたび、2021年2月9日に同委員会より審判請求を棄却する旨の審決を受けました。当社は、同審決を不服として、期限までに東京高等裁判所へ審決取消訴訟を提起することになりましたので、お知らせいたします。

お客様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何とぞご理解を賜り、引き続きのご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上